### 八丈町工事費内訳書等提出要領

#### (目的)

第1条 この要領は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、八丈町が発注する建設工事について、入札における不正行為の防止と入札参加者の積算努力の推進を図るとともに、建設工事の適正な履行の確認に寄与することを目的とする。

## (対象とする工事)

第2条 予定価格が130万円を超える建設工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札 に付すものとする。

### (工事費内訳書の提出)

- 第3条 対象とする建設工事にあっては、入札に当たり、入札金額に見合う工事費内訳書 (以下「内訳書」という。)を提出しなければならない。
- 2 内訳書は、工種別、経費別等の内訳を明らかにしたものでなければならない。
- 3 提出された内訳書は、返却しない。

# (様式)

第4条 内訳書は、町が指定する様式を使用するものとする。

#### (提出の時期と方法)

第5条 内訳書の提出時期と提出方法は、入札時に、入札書とともに提出するものとする。

# (入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書が未提出の場合
- (2) 提出された内訳書が未記載の場合
- (3) 工事名を確認できない場合
- (4) 入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合

#### (審査)

第7条 審査は開札時に行い、積算内容に不備があると認められた場合は、当該入札者の入

札を無効とすることがある。また、談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札の落札 決定を保留とし、必要な調査等を行う。

2 前項の規定により無効とされ、又は落札決定を保留とされた入札以外の入札において、 内訳書に不備がある場合又は積算を行なっていないと判断される場合は、入札執行後、口 頭又は書面により、当該入札者に注意を喚起する。

附則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

# 工事費内訳書

名称

代表者

# 工事名

費目・工種・施工名など	数量	単位	単価	金額	備考
工事価格計					
入札書記載価格					

- 1 設計書に基づいて費目等を記載してください。
- 2 入札書への記載金額と上記工事価格計は同額としてください。
- 3 1万円未満の端数調整以外の値引きは認めません。
- 4 必要な場合は行を追加してください。

# 記載例

# 工事費内訳書

名称 建設㈱

代表者 代表取締役

工事名 22- 号 工事

	費目・工種・施工名など		数量	単位	単価	金額	備考
土		K	1	式		4,325,600	
法	面	エ	1	式		786,500	
舗	装	エ	1 (主公主)	<u>式</u> 書に基づいる	アタエ 種を	1,234,000	
山	留	エ	入して	下さい		1,313,200	
路	側	I	1	式		4,321,000	
側	溝	エ	1	式		11,223,300	
水	路	エ	1	式		6,547,800	
防	護柵	エ	1	式		987,600	
撤	去	I	1	式		3,456,800	
直	接工事費	計				34,195,800	
共;	通仮設費(率:	分 )				3,419,000	
純	工事	費				37,614,800	
現	場 管 理	費				3,761,000	1万円未満の
_	般 管 理	費				4,137,000	数処理OK
ΙĘ	事 価 格 計(端数整理	里前)				45,512,800	
	工事価格計		入; す;	札書の金額 る	さ一致	45,510,000	
	入札書記載価格					45,510,000	

- 1 設計書に基づいて費目等を記載してください。
- 2 入札書への記載金額と上記工事価格計は同額としてください。
- 3 1万円未満の端数調整以外の値引きは認めません。
- 4 必要な場合は行を追加してください。